

各種お手続きや
相談は宮古年金
事務所か町町民
課へどうぞ。

ご存じですか

国民年金2つの制度

□年金生活者支援給付金制度

日本年金機構では、年金を含めた所得額が一定基準に満たない人を対象に「年金生活者支援給付金」を支給しています。対象者には案内文書を送付いたしますので、必要事項を記入の上、忘れずに申請してください。給付金は受給している年金に上乘せして支給します。すでに同給付金を受給している人は、新たに申請する必要はありません。

日本年金機構から送付される「年金生活者支援給付金請求書(はがき型)」に必要事項を記入し、返送してください。※令和4年1月4日までに手続きが完了すると今年10月分からさかのぼって受給できます。▽年金を受給し始める人 年金の手続きと併せて給付金の手続きを行ってください。

◆問い合わせ 給付金専用ダイヤル(☎0570-05-4092)へどうぞ。

□任意加入制度

65歳から受給できる老齢基礎年金を満額受け取るためには、20歳から60歳までの40年間、保険料を納める必要があります。加入期間が40年間に満たない場合は、60歳以上65歳未満の人が加入できる「任意加入制度」を利用することで、受給額を満額に近づけることができます。

▽対象者 全ての要件を満たす人 ▼60歳以上65歳未満である ▼厚生年金に加入していない

い▼老齢基礎年金を繰上げ受給していない

▽申請に必要なもの ▼年金手帳(基礎年金番号が分かるもの)

▼預貯金通帳かクレジットカード(納付方法は原則、口座振替かクレジットカード納付となります)

※口座振替を希望する人は、通帳に登録している印鑑も併せてお持ちください。

◆申請先・問い合わせ 宮古年金事務所(☎62-1963) / 町町民課住民記録係(☎82-3111内線122)へ。

■対象者の要件

受給年金	要件
老齢基礎年金	・65歳以上 ・世帯全員が市町村民税非課税 ・年金収入額と他の所得額の合計が約88万円以下
障害基礎年金	前年の所得額が約472万円以下
遺族基礎年金	

日本年金機構を装う 不審な電話にご注意

日本年金機構や厚生労働省の職員を装った不審な電話や案内などにご注意ください。電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることは絶対にありません。

「大雨災害静岡県義援金」 受付金額は16万2,153円

皆様のご厚志に感謝します

皆さんから受け付けていた「大雨災害静岡県義援金」は8月31日で受け付けを終了し、お寄せいただいた義援金は16万2,153円になりました。

この義援金は静岡県を通じて被災された人へお届けします。皆様のご厚志に感謝申し上げます。